

北海道情報大学における 研究費の不正使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき研究費を支出することその他の法令等に違反して研究費を支出することをいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、倫理観の涵養及び保持に努めるとともに、不正使用を行ってはならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、研究費の運営、管理及び不正使用の防止等について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第5条の2に規定するコンプライアンス推進責任者が研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究者等が不正使用を行った場合には、関係教員及び職員と連携して調査を実施するなど厳正に対処するものとする。

3 統括管理責任者は、本学における不正使用を防止するための適切な措置を講じるとともに、本学における不正使用の防止に関する事項を担当するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条の2 本学における研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。

(2) 不正使用の防止を図るため、学部等内の研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 不正使用の防止を図るため、学部等内の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、定期的に啓発活動を実施する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条の3 本学における研究費の運営及び管理の実行者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、研究者等が、適切に研究費の管理及び執行をしているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(申立て及び情報の提供)

第6条 何人も、本学において不正使用があることを疑うに足りる事由を知ったときは、当該不正使用の事実を調査させるため、最高管理責任者に対し、当該不正使用に関する申立てをし、又は情報の提供を行うことができる。

(申立ての方法)

第7条 前条の申立ては、原則として次に掲げる事項を明らかにした書面を次条第1項の窓口を経由して提出することにより行うものとする。

(1) 申立てをする者の氏名又は名称及び住所

(2) 不正使用を行った疑いがある研究者等(以下「被申立者」という。)の氏名

(3) 不正使用の態様及び内容

(4) 第9条の規定により氏名、住所その他の申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことについての希望の有無

2 前項の書面の提出は、郵便を利用する方法、ファクシミリを利用してする送信の方法又は電子メールの送信の方法により行うことができるものとする。

(不正使用申立窓口)

第8条 本学に、申立てを受け付けるため、総務課に不正使用申立窓口(以下「窓口」という。)を置く。

2 窓口は、前条第1項の規定による申立てを受けたときは、同項の書面を統括管理責任者に送付するものとする。

(氏名等の秘匿を希望した申立者)

第9条 第7条第1項に規定する申立てをした者は、その希望により、窓口の担当者以外の者に氏名、住所その他の当該申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

2 次条第1項に規定する情報の提供を行った者は、氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該情報の提供を受けた者、統括管理責任者及び窓口の担当者以外の者に氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(情報の提供)

第10条 第7条第1項に規定する書面によらないで、又は同項に規定する窓口を経由しないで、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘等により不正使用に関する情報の提供があった場合には、当該情報の提供を受けた者は、速やかに当該情報の提供を受けた旨を統括管理責任者に通知するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の規定による通知を受けた場合で、同項に規定する情報の提供を行った者が氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしているときは、第7条第1項各号に掲げる事項を確認するものとする。

(調査)

第11条 統括管理責任者は、第8条第2項の規定による書面の送付を受けたとき、又は前条第1項の規定による通知を受けた場合において同項の情報の提供(以下単に「申立て」という。)が合理性を有する内容のものであると認めるときは、調査を行うかどうかを申立てを受け付けた日から30日以内に判断するとともに、申立てに係る研究が他の機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは当該資金配分を行う機関(以下「資金配分機関」という。)に当該調査の可否を報告するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の規定による調査を行うことを決定したときは、速やかに本学に不

正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該調査を行うものとする。

3 統括管理責任者は、第1項の規定による調査を行うことを決定したときは、その旨を、次に掲げる者に書面により通知するものとする。この場合において、統括管理責任者は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者（第6条の規定により申立てをした者であって、氏名、住所その他の当該申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしているものをいう。以下同じ。）を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

(1) 申立者

(2) 被申立者

(3) 被申立者の所属する学部長（当該学部長が被申立者である場合にあっては、当該学部の教員のうちから統括管理責任者が指名する者とする。以下この条及び次条において同じ。）

(4) 被申立者に他の機関に所属している者が含まれる場合は当該機関の長（以下「被申立者の所属する機関の長」という。）

(5) 資金配分機関の長

4 統括管理責任者は、第1項の規定による調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を申立者に通知するものとする。この場合において、統括管理責任者は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

（調査委員会）

第12条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被申立者の所属する学部長

(3) 被申立者の所属する学部の教員 若干名

(4) 被申立者の所属する学部以外の教員 若干名

(5) 学外の有識者（弁護士、公認会計士等） 若干名

(6) 事務局長

(7) その他統括管理責任者が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号まで及び第7号の委員は、学長が委嘱する。ただし、同項第3号及び第4号の委員の委嘱は、被申立者の所属する学部長の推薦に基づくものとする。

3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 第1項第5号の委員は、本学及び申立者、被申立者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

5 第1項第1号から第4号までの委員並びに第6号及び第7号の委員は、申立者又は被申立者と利害関係を有する場合は、調査委員会の委員となることができない。

（調査委員会による調査）

第13条 調査は、申立てに係る研究に関する資料及び資金の検証並びに申立者、被申立者その他の関係者（以下「関係者」という。）の証言の聴取により行うこととする。

2 調査委員会は、不正の有無、不正使用の内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の相当額等について調査を行う。

3 調査委員会は、調査に際し、必要に応じて、被申立者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となっている研究費の使用停止を命ずるものとする。

4 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。

（調査委員会による認定及び報告、調査への協力等）

第14条 調査委員会は、調査開始後概ね50日以内に、不正使用に該当するかどうかについての認定を行うものとする。

- 2 前項の認定に際しては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - (1) 不正の有無及び不正使用の内容
 - (2) 不正使用に関与した者及びその関与の程度
 - (3) 不正使用の相当額
- 3 統括管理責任者は、申立てを受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、資金配分機関に提出するものとする。
- 4 期限までに調査が完了しない場合は、資金配分機関に調査の中間報告を行うものとする。
- 5 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告するものとする。
- 6 資金配分機関から要請があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 7 資金配分機関から要請があった場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査に応ずるものとする。

(認定結果の報告)

第15条 統括管理責任者は、前条第1項の規定により調査委員会が認定を行ったときは、当該認定の結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(認定結果の通知)

第16条 最高管理責任者は、前条の規定による報告を受けたときは、書面をもって、第11条第3項の各号に掲げる者に対して認定の結果を通知するものとする。この場合において、最高管理責任者は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を經由して行うものとする。

(申立者等の保護)

- 第17条 最高管理責任者は、申立てをしたことを理由として、申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、被申立者が申立てをされたことを理由として、被申立者の研究活動が全面的に停止される等被申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 最高管理責任者は、調査に対する協力その他の不正使用に関して正当な対応をしたことを理由として、当該対応をした者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
 - 4 最高管理責任者は、調査委員会の委員以外の者に、第9条の規定において氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望しなかった者を特定できないように配慮しなければならない。

(調査への協力)

第18条 関係者は、調査に対し誠実に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 窓口の担当者、第10条第1項に規定する情報の提供を受けた者、調査委員会の委員その他の者は、不正使用に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(公表)

第20条 最高管理責任者は、不正使用があったものと認定した場合において、当該不正使用が故意又は重大な過失によるものであるときは、当該不正使用の内容その他の必要な事項を公表するものとする。

第21条 最高管理責任者は、不正使用がなかったものと認定した場合は、原則として、申立てに係る公表は行わない。ただし、認定前に当該申立ての内容が学内(調査委員会の委員を除く。)

若しくは学外に漏えいした場合は、不正使用がなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

(不正使用等に対する措置)

第22条 最高管理責任者は、不正使用があったものと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。

(雑 則)

第23条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。